

吉岡町競争入札心得（電子入札等）

平成18年4月1日吉岡町出納室

（趣旨）

第1条 吉岡町発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を執行する場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号。以下「規則」という。）その他の法令等、ぐんま電子入札共同システム利用規約、ぐんま電子入札共同システム利用約款、吉岡町電子入札運用基準、指名通知書等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札等）

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、設計書、現場等を熟覧の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、図面、設計書、現場等について疑義があるときは、非公表の情報として管理されているものを除き、発注担当者に対し説明を求めることができる。

3 入札参加者は、前項の規定により発注担当者に対し説明を求めるときは、ぐんま電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行うものとする。

4 入札参加者は、入札書に入札金額、任意の3桁の算用数字によるくじ番号及び担当者情報を入力し、システムにより発注担当者に提出しなければならない。

5 入札参加者は、公告又は指名通知書（以下「指名通知書等」という。）に示した日時までに発注担当者に入札書を提出しなければならない。

6 入札参加者は、積算内訳書に積算の根拠となる内訳を明示し、入札書とともにシステムにて指定のファイル形式により発注担当者に提出しなければならない。

7 入札参加者は、令第167条の8第3項の規定により、入札に当たり一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 第3項、第4項及び第6項の規定は、紙入札による場合は適用せず、説明を求める方法並びに入札書及び積算内訳書の提出方法は、吉岡町競争入札心得（郵便入札等）第3条に定めるところによるものとする。

（辞退）

第3条 入札参加者は、入札書の提出の完了に至るまでは、入札期間の終了までにシステムにより入札辞退届を提出することでいつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、これを撤回することができない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札書に記載する金額）

第4条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

2 入札参加者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者であるかにかかわらず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に明記しなければならない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令に抵触する行為をしてはならない。

2 入札参加者は、入札に当たり競争心を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し自らの入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、吉岡町が実施する公正な入札の確保のための調査へ協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 システムによる入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。

(入札の取止め等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をとるおそれが明らかな場合であって、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札の辞退等により有効な入札をした者が2人に達しないときは、入札の執行を取りやめる。

(無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のしたもの

(2) 入札金額を訂正したもの

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの

(4) 積算内訳書を提出していない者のしたもの

(5) 入札者の商号若しくは名称の記載漏れ又は誤記、案件名の記載漏れ又は誤記、入札書記載の金額との相違、必要事項の記載漏れその他内容に不備のある積算内訳書を提出した者のしたもの

(6) 入札に当たり不正行為のあった者のしたもの

(7) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者のしたもの

(8) 入札保証金が入札金額の100分の5に達しない者のしたもの(入札保証金の一部又は全部を免除された場合を除く。)

(9) 吉岡町建設工事等における競争入札の一抜け方式取扱要綱(令和5年吉岡町訓令第56号)の規定により一抜け方式の条件が付され分割された1つの案件を落札した場合であって、落札決定順位が次順位以降であるもの

(10) その他入札に関する条件に違反したもの

(失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

(1) 指名通知書等に示した日時までに入札書を提出しないとき。

(2) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の入札をしたとき。

(3) 入札執行者の指示に従わないとき。

(落札者の決定等)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上であり、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、事前に決定したくじ番号を割り振ることで当該入札者がくじを引いたものとみなす。

4 落札者を決定したときは、落札者に落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。
(落札者の決定の保留)

第10条 低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定している入札においてその基準価格を下回る入札があったときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留する。

2 前項の場合において、当該入札を行った者に対し吉岡町建設工事等低入札価格調査取扱要綱（令和8年吉岡町訓令第42号）の規定による調査を実施し、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としないことができる。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合であって、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定による再度の入札の執行は、1回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表している案件は、再度の入札を実施しない。

3 無効となった入札をした者及び失格となった入札参加者は、再度の入札に参加することができない。

4 第1項の規定による再度の入札によってもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度公告入札（指名替え入札）を行い、又は令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約をすることができる。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札の決定の日から5営業日以内に契約書を作成の上契約担当課に提出し、契約を締結するものとする。

2 落札者が契約担当者の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力を失う。

(契約保証金)

第13条 落札者は、次の各号に定めるところにより契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の一部又は全部を免除された場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とし、規則第170条の規定により、有価証券の提供、金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業会社の保証をもってこれに代えることができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 金銭的保証では履行保証として十分でないため役務的保証を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付したものに限る。）を求めるものとし、契約保証金額は、契約金額の100分の30以上とする。

（課税事業者届出書又は免税事業者届出書）

第14条 落札者は、発注担当者から提出を要しない旨の指示があったときを除き、遅滞なく所定の課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。

（異議の申立て）

第15条 入札を行った者は、この心得、設計図書、契約書等について了知していないことを理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 吉岡町競争入札心得（平成9年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年10月9日から施行し、同日以後に入札公告を行い、又は指名通知を行った案件について適用する。